

電力・ガス・食料品等 価格高騰緊急支援給付金のご案内

- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金は、**令和4年度**住民税(均等割)非課税世帯や**令和4年1月から12月まで**に家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- **給付金を受け取るためには、手続きが必要です。**

給付金額

1世帯あたり **5万円**

納付時期

丹波市は令和4年12月中旬
から順次給付予定

給付対象と申請の有無

給付対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の令和4年度
「住民税(均等割)が非課税」
の世帯

令和4年1月から12月までの収入
が減少し **「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

お住まいの市区町村から
『確認書』が届きます

必ず返送してください

※一部申請が必要な場合があります。
令和4年9月30日時点で住民登録のある
市区町村から確認書が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期限：令和5年1月31日(火)
(※消印有効)

申請時点で住民登録のある市区町村に
申請してください。

【申請書配布先】

価格高騰緊急支援給付金担当窓口 等

詳しくは裏面「II」へ

給付金を受け取るための手続き

I 令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯

（1）世帯の全ての方が、令和4年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、市区町村から、給付内容や確認事項が書かれた『確認書』が届きます。
- 内容を確認のうえ、必要事項を記入し、市区町村に返信してください。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないか
- ③世帯の中に住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいないか



（2）世帯の中に、令和4年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 市から申請書を取り寄せ、必要事項を記入し、添付書類と一緒に、市区町村にご提出ください。



II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月から12月までの任意の1か月収入×12倍）が市町村民税（均等割）非課税水準以下であることを指します。（適用される限度額は、市区町村ごとに異なります。）

（例）住民税非課税となる年間給与収入の目安（丹波市の場合）単身の場合：93万円以下、母・子(1人)の場合137万8千円以下

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 市から申請書を取り寄せ、必要事項を記入して、添付書類と一緒にお住まいの市区町村に直接または郵送でご提出ください。

! 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

内閣府コールセンター

 **0120-526-145**

受付時間 9:00~20:00（土日祝、12/29~1/3を除く）

丹波市役所 健康福祉部 社会福祉課

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金担当

 **0795-86-7031**

受付時間 8:30~17:15（土日祝、12/29~1/3を除く）